

2020年度 民法

解説

第1 設問 1(1)

1 Cは、本件売買契約の効力を消滅させるため、①解除（541条本文）による本件売買契約の遡及的無効、②錯誤取消し（95条1項柱書）による本件売買契約の遡及的無効（121条）、③詐欺取消し（96条1項）による本件売買契約の遡及的無効を主張することが考えられる。

2 ①解除による本件売買契約の遡及的無効が認められるかについて

(1) 「当事者的一方がその債務を履行しない場合」について、Aは、Cに対し、Bの名前は出さず、本来B所有の本件骨董品の所有者はAであると説明して、本件売買契約を締結しているから、「他人」Bの「権利」「を売買の目的としたとき」に当たり、「売主」Aは、「その権利を取得して買主に移転する義務」を「債務」の内容として負っていることになる（561条）。そして、未だ、当該債務は履行されていない。

したがって、「当事者的一方がその債務を履行しない場合」に当たる。なお、上記「債務の全部の履行が不能であるとき」（542条1項1号）に当たるとして本件売買契約を解除することはできない。なぜなら、Bは、Aが本件売買契約を了承するよう求めたのに対し、これに協力することにしており、上記債務の履行可能性がある以上、履行不能（412条の2第1項）になったとは言えないからである。

(2) 「相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし」たことについて、CがAに対し催告をすれば当該要件を充足する。

(3) 「その期間内に履行がないとき」について、上記催告後、相当期間内に上記債務の履行がなければ、当該要件を充足しうる。しかし、Bは、Aが本件売買契約を了承するよう求めたのに対し、これに協力することにしているから、Aが、上記債務の履行をする可能性が高い。

したがって、「その期間内に履行がないとき」に当たらない。

(4) よって、①解除による本件売買契約の遡及的無効は認められない。なお、解除の場合の効果は、明文の規定がないものの、遡及的無効であると解する。なぜなら、解除の趣旨は、解除権者を双務契約の法的拘束から解放して契約締結前の状態を回復せることにあり、遡及的無効であるとするのが簡明だからである。

3 ②錯誤取消しによる本件売買契約の遡及的無効が認められるかについて

(1) 「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」（95条1項2号）について、Cは、上記Aの説明により、本件骨董品の所有者がAであると信じているといえるところ、真実の所有者はBであったから、「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」に当たる。

- (2) 上記錯誤に「基づく」「意思表示」(95 条1項柱書)について、Cは、上記錯誤状態のもとで、本件売買契約を締結しているから、上記錯誤に「基づく」「意思表示」に当たる。
- (3) 上記「錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」について、他人物売買も有効である以上、「錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」に当たらない可能性がある。
- (4) 上記「事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたとき」(95 条2項)について、「表示」とは、単に法律行為の基礎とした事情が表示されていたという意味ではなく、法律行為の基礎とした事情に関する表意者の認識が相手方に示され、相手方に了解されて法律行為の内容となっていたことをいう。

本件についてみると、Cは、Aに対して、他人物売買となるのであれば本件骨董品を購入しないといった認識であることをAに示していたわけではないから、Aに了解されて法律行為の内容となっていたということもできない。

したがって、「事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたとき」に当たらない。

- (5) よって、②錯誤取消しによる本件売買契約の遡及的無効は認められない。

4 ③詐欺取消しによる本件売買契約の遡及的無効が認められるかについて

- (1) 「詐欺」「による意思表示」とは、i 詐欺行為があること、ii 詐欺行為が違法であること、iii 詐欺行為によって相手方が錯誤に陥り、意思表示をしたこと、iv 故意（錯誤に陥らせ、意思表示をさせることの認識）があることをいう。
- (2) i 詐欺行為があることについて、Aは、Cに対し、本件骨董品の所有者はAであるとの説明をしているところ、真実の所有者はBであるから、i 詐欺行為があることに当たる。
- (3) ii 詐欺行為が違法であることについて、違法でないといえるような事情がないから、ii 詐欺行為が違法であることに当たる。
- (4) iii 詐欺行為によって相手方が錯誤に陥り、意思表示をしたことについて、上記錯誤取消しの錯誤に基づく意思表示で検討したとおり、iii 詐欺行為によって相手方が錯誤に陥り、意思表示をしたことには当たる。
- (5) iv 故意があることについて、Cに対し上記説明をしたAには、Cを錯誤に陥らせ、意思表示をさせることの認識があるといえるから、iv 故意があることに当たる。
- (6) よって、Cが取消しの意思表示をすれば、③詐欺取消しによる本件売買契約の遡及的無効は認められる。

第2 設問1(2)

- 1 Cは、Bに対し、本件売買契約に基づき代金200万円を支払うべき法的義務があるか。Bは、Aが本件売買契約を了承するよう求めたのに対し、これに協力することにしているため、本件売買契約を追認したといえる。真の権利者が他人物売買を追認した場合、処分権限が追完され、116条類推適用により、処分時に遡って効力を生じることになる。

そこで、追認により、他人物売買の効果が真の権利者に帰属することまで認められるか問題となる。

2 他人物売買は、あくまでも他人物売主と買主との間で締結されている。また、仮に他人物売買の効果が真の権利者に帰属するとすれば、買主が他人物売主に対して有していた抗弁を主張できなくなるといった不都合もある。

したがって、他人物売買の効果は真の権利者に帰属しないと解する。

3 よって、Cは、Bに対して、代金200万円を支払うべき法的義務がない。

第3 設問2(1)

1 Cは、A及びDに対し、売買契約（555条）に基づく目的物引渡請求として、本件骨董品の引渡請求をすることができるか。

2 Cは、Aとの間で、本件売買契約を締結しているものの、Bは、Aに対し、本件骨董品の売却を委ねたことはないことはもとより、何らの代理権を授与したこともないから、AはBの「代理人」に当たらず、本件売買契約は無権代理として効果帰属しないのが原則である（99条1項）。

しかし、Bが死亡したことにより、無権代理人Aは、本人Bの地位を相続している（882条、887条1項、896条本文）。そこで、この場合の処理が問題となる。

相続という事情で偶然に相手方が利する結果は妥当でない。したがって、本人の地位と無権代理人の地位は、相続により融合せず、併存すると解する。そうすると、無権代理人は、相続した本人の地位に基づいて、追認拒絶（116条）をすることができるようにも思われる。しかし、有権代理であるかのように装った無権代理人が追認拒絶をするのは矛盾拳動であるから、信義則（2条）に反し追認拒絶できないと解する。

もっとも、本件では、無権代理人Aだけでなく、Dも共同相続しているから（890条）、さらにその処理が問題となる。

追認権は、その性質上、共同相続人全員に不可分に帰属しており、その一部を分割して行使できるものではない。また、仮に分割行使できるとすれば、法律関係が複雑になってしまふ。したがって、共同相続人全員が追認しない限り、無権代理人の相続分について当然に追認したことにならないと解する。

本件についてみると、Dが追認しない限り、本件売買契約は有効に効果帰属しないことになる。

3 よって、Dが追認しない場合、Cは、A及びDに対し、本件骨董品の引渡請求をすることができない。

第4 設問2(2)

上記のとおり、Dが追認しない場合、本件売買契約は有効に効果帰属しないから、Aの有している本件骨董品の共有持分（898条）がCに移転することもない。

よって、Cは、Aに対し、本件骨董品につき2分の1の共有持分を有することの確認を請求することはできない。

【判例】 最判平23.10.18

「無権利者を委託者とする物の販売委託契約が締結された場合に、当該物の所有者が、自己と同契約の受託者との間に同契約に基づく債権債務を発生させる趣旨でこれを追認したとしても、その所有者が同契約に基づく販売代金の引渡請求権を取得

すると解することはできない。なぜならば、この場合においても、販売委託契約は、無権利者と受託者との間に有効に成立しているのであり、当該物の所有者が同契約を事後的に追認したとしても、同契約に基づく契約当事者の地位が所有者に移転し、同契約に基づく債権債務が所有者に帰属するに至ると解する理由はないからである。仮に、上記の追認により、同契約に基づく債権債務が所有者に帰属するに至ると解するならば、上記受託者が無権利者に対して有していた抗弁を主張することができなくなるなど、受託者に不測の不利益を与えることになり、相当ではない。」

【判例】 最判平 5.1.21

「無権代理人が本人を他の相続人と共に共同相続した場合において、無権代理行為を追認する権利は、その性質上相続人全員に不可分的に帰属するところ、無権代理行為の追認は、本人に対して効力を生じていなかった法律行為を本人に対する関係において有効なものにするという効果を生じさせるものであるから、共同相続人全員が共同してこれを行使しない限り、無権代理行為が有効となるものではないと解すべきである。そうすると、他の共同相続人全員が無権代理行為の追認をしている場合に無権代理人が追認を拒絶することは信義則上許されないとしても、他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分においても、当然に有効となるものではない。」

解答例

1 第1 設問1(1)

1 ①解除（541条本文），②錯誤取消し（95条1項柱書），③詐欺取消し（96条1項）を主張することが考えられる。

2 ①解除について検討するに、まず、Aは、本来B所有の本件骨董品の所有者はAであると説明し本件売買契約を締結しているから、本件骨董品の「権利を取得して買主に移転する義務」を負う（561条）。そして、当該義務は履行されていないから、「債務を履行しない」に当たる。

しかし、Cが「相当の期間を定めてその履行の催告をし」たとしても、Bは、Aが本件売買契約を了承するよう求めたのに対し、これに協力することにしたから、上記義務が履行される可能性が高く、「期間内に履行がない」に当たらない。

よって、①解除は認められない。

3 ②錯誤取消しについて検討するに、まず、Cは、上記説明により、本件骨董品の所有者がAであると信じているといえるから、「法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」に当たり、本件売買契約は当該錯誤に「基づく」「意思表示」に当たる。

しかし、「表示」とは、法律行為の基礎とした事情に関する表意者の認識が相手方に示され、相手方に了解されて法律行為の内容となっていたことをいうところ、Cは、Aに対し、他人物売買であるならば購入しないといったことを示していたわけでもない。したがって、「表示」に当たらない。

2 よって、②錯誤取消しは認められない。

4 ③詐欺取消しについて検討するに、「詐欺」「による意思表示」とは、i 詐欺行為、ii 詐欺行為の違法性、iii 詐欺行為によって相手方が錯誤に陥り意思表示をした、iv 故意が認められることをいう。

上記AのCに対する説明は詐欺行為に当たるし、違法でないとはいえない。また、本件売買契約は当該詐欺行為による意思表示に当たる。Aには、Cを錯誤に陥らせ、意思表示をさせることの認識としての故意も認められる。

よって、Cが取消しの意思表示をすれば、③詐欺取消しが認められる。詐欺取消しの効果は遡及的無効であるから（121条）、本件売買契約は消滅することになる。

第2 設問1(2)

真の権利者が他人物売買を追認した場合、処分権限が追完され、116条類推適用により、処分時に遡って効力を生じる。しかし、あくまでも他人物売主と買主との間での契約であること、真の権利者に帰属するすれば買主が他人物売主に対して有する抗弁を主張できなくなり不都合であることから、他人物売買の効果が真の権利者に帰属することまでは認められないと解する。

したがって、Cは、Bに対して、代金200万円を支払うべき法的義務がない。

第3 設問2(1)

1 Cは、A及びDに対し、売買契約（555条）に基づく目的物引渡請

- 3 求として、本件骨董品の引渡請求をすることができるか。
- 2 本件売買契約の締結について、Bは、Aに対し、何らの代理権を授与したこともないから、AはBの「代理人」に当たらず、本件売買契約は無権代理として効果帰属しないのが原則である（99条1項）。
- しかし、Bが死亡し、AがBの地位を相続しているため（882条、887条1項、896条本文）、この場合の処理が問題となる。
- 相続という事情で偶然に相手方が利する結果は妥当でない。したがって、本人の地位と無権代理人の地位は、併存すると解する。そうすると、無権代理人は、相続した本人の地位に基づいて、追認拒絶（116条）できそうである。しかし、有権代理であるかのように装った無権代理人が追認拒絶をするのは矛盾挙動であるから、信義則（2条）に反し追認拒絶できないと解する。
- では、Dも共同相続しているところ（890条）、その処理はどうすべきか。
- 追認権は、その性質上、共同相続人全員に不可分に帰属しており、その一部を分割して行使できるものではない。したがって、共同相続人全員が追認しない限り、無権代理人の相続分について当然に追認したことにならないと解する。
- 本件でも、Dが追認しない限り、本件売買契約は有効に効果帰属しない。
- 3 よって、Dが追認しない場合、Cは、A及びDに対し、本件骨董品の引渡請求をすることができない。

- 4 第4 設問2(2)
- 上記のとおり、Dが追認しない場合、本件売買契約は有効に効果帰属しないから、Aの有している本件骨董品の共有持分（898条）がCに移転することもない。
- よって、Cは、Aに対し、本件骨董品につき2分の1の共有持分を有することの確認を請求することはできない。

以上